

岡崎私立幼稚園 P T A 連絡協議会補助金交付要綱

昭和 54 年 4 月 1 日制定
平成 10 年 4 月 1 日改正
平成 13 年 5 月 11 日改正
平成 22 年 4 月 1 日改正
平成 25 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、岡崎私立幼稚園 P T A 連絡協議会（以下「協議会」という。）に対して予算の範囲内において岡崎私立幼稚園 P T A 連絡協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、私立幼稚園 P T A 相互の連携による私立幼稚園の在園児の父母と教師の資質向上を図ることを目的とする。

(規則との関係)

第 2 条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和 34 年岡崎市規則第 3 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金は、協議会の実施する研修及び広報事業に対して交付する。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料等とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とする。ただし、150,000 円を限度額とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付に際しては、協議会の代表者は、規則第 5 条の規定により市費補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、当該年度の 5 月 31 日までに提出するものとする。

(1) 事業予算書

(2) 事業計画書

(3) その他必要な書類

(計画変更等の承認)

第 7 条 協議会が前条の規定により提出した事業計画書及び事業予算書の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとする場合又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ、市費補助金等変更承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の交付の決定)

第 8 条 市長は、第 6 条の交付申請又は前条の変更承認申請があったときは、当該申請に係る書

類等の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定に係る事業が完了したときは、協議会の代表者は、規則第10条の規定により市費補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月31日までに提出するものとする。

(1) 決算書

(2) その他必要な書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに申請者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付の決定を受けた者からの請求により交付する。

附 則

(要綱の失効)

この要綱は令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。